

滋賀県過疎地域自立促進方針（案）概要

総務・企業常任委員会資料
平成27年(2015年)9月9日
総務部市町報興課

1. 過疎地域自立促進方針の位置づけ

- 過疎地域自立促進特別措置法第5条に基づき策定する過疎地域の自立促進を図るための大綱であると同時に、過疎地域自立促進市町村計画や過疎地域自立促進県計画の指針となるもの。
- 過疎対策事業債など、国の講ずる財政上の措置等の前提となるもの。
- 平成24年の法改正により、法の失効期限が5年間延長されたことから、平成28年度から平成32年度までの5年間の方針を策定する。

※本県の過疎地域・・・長浜市（旧余呉町の区域）、高島市（旧朽木村の区域）

2. 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と課題

[過疎地域の人口の動向]

- 平成22年の人口（昭和35年対比） 旧余呉町区域 △44.4% 旧朽木村区域 △54.3%
- 平成22年の65歳以上の人口比率 旧余呉町区域 34.4% 旧朽木村区域 35.9%

[過疎地域の課題]

- 県内でも高齢化率が特に高い地域であり、このままで、コミュニティ機能低下により、集落の維持・活性化が困難な状況になることを予想される。
- 主要産業である農林業は、従事者の高齢化、後継者不足が進む中で、酪農対策や、高付加価値化による所得確保、適正管理による森林保全、経営的観点に立った林業の展開が求められている。
- 地理的・気候的な条件においても企業の立地には不利な地域であり、若者に魅力ある働く場の確保が課題となっている。

(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

- 過疎地域に係わる全ての人、豊かな自然、地域に根付く生活・知恵を最大限に活用し、地域産業の振興、生活交通の確保、地域医療の確保、地域文化の振興、集落の維持および活性化などにより、過疎地域の活性化・自立促進を図っていくことを基本的な方向とする。
- 過疎地域自立促進にあたって、次の3点の基本的な考え方へ沿って取組を推進する。
 - ① 過疎地域の実情や過疎地域を抱える市のまちづくりの考え方を尊重
 - ② 多様な主体と幅広く連携しソフト事業の取組を充実
 - ③ 過疎地域の魅力、資源の活用

[過疎地域の就業者の動向]

- 就業者数が全体に減少する中で、第1次産業の就業者の割合も年々減少。一方で、第3次産業の就業者数割合の増加が顕著。

[過疎地域の魅力]

- これまでの過疎対策事業によりハード面（上下水道、診療所、学校施設、観光施設等）の整備が進められてきている。
- 過疎地域の農耕地や森林は、多面的公益機能を果たしており、都市地域を含めた全ての琵琶湖流域住民が恩恵を享受している。
- 田舎暮らし等を求めて都会から地方へ移り住みたいというニーズが高まっており、過疎地域の持つ魅力が注目されている。
- 隅をいり呼び戻し、集落機能の維持や活性化を図るために、都会からの移住や交流の受け入れなどに取り組むことも必要。
- 異なる自然や歴史、文化といった貴重な財産に誇りを持ち、これまで以上に情報発信し、活用することにより、住む人、訪れる人が増え、他の地域との交流も積極的に進めることで、魅力ある自立した地域を目指す取組が求められている。

(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

- 市町村合併時に作成した基本計画等に基づき、区域の自立促進を図っていくことが求められている。

(4) 方針に基づく計画の策定

- この方針に基づき、過疎地域を有する長浜市および高島市において、過疎地域自立促進市町村計画が定められる。
- 保は、両市に協力して講じようとする措置について滋賀県過疎地域自立促進計画を定める。

3~10 各分野別の取組方針

3 農林水産業、商工業その他の産業振興および観光の開発に関する事項

- (1) 農業の振興
 - 营農体制の構築、酪農対策の実施、農産物の生産振興・ブランド化、魅力の情報発信
 - 都市農村交流等の取組による担い手や雇用の場の確保
 - 農業水利施設の効率的・効果的な保全更新、農道等の基盤施設の整備
 - 国土保全や生態系保全など農業・農村の有する多面的機能の発揮
- (2) 林業の振興
 - 林道等の生産基盤の適切な維持管理、作業道の整備
 - 森林組合等による効率的な木材生産体制づくりの強化
 - 自然とふれあえる機会の創出等による森林の有効利用の促進
 - 公共施設の木造化等による森林資源の利用拡大
 - 自ら山に入り施業を行う森林所有者の育成
- (3) 水産業の振興
 - 稲魚放流によるアマゴ等の増殖、レクリエーションの場の提供や環境学習など多面的機能を有する内水面漁業の振興
 - 観光遊漁による地域の活性化
 - カワウによる被害防除対策の実施
 - 外来魚対策の実施
- (4) 商工業等の振興
 - 地域での経済循環につながるビジネスの創出支援や起業者への支援
 - 特産品開発戦略の構築、活動グループへの支援による特産品開発
 - 地域イベントへの支援等による集客や地域振興の取組の推進
- (5) 観光の開発
 - グリーンツーリズムなどの奇跡型観光の開発
 - 観光客の志向の変化に対応した受入体制の整備、施設の更新整備と活用
 - 多彩なイベントの開催促進による通年型観光の確立

4 交通通信体系の整備、情報化、地域間交流の促進に関する事項

- (1) 交通通信体系の整備
 - 道路網の整備による生活圏域の拡大
 - 逆路未改良部分、狭隘で危険な箇所等の整備
 - 道路等の基础设施等の整備、老朽化した施設の更新
 - バス路線など地域の実情に応じた交通手段の確保
 - 携帯電話通話エリア拡大などによる地域間の情報通信格差の是正
- (2) 情報化および地域間交流の促進
 - 防災行政情報ネットワークシステムの充実、デジタル化等
 - 魅力あるイベントの継続的な開催等による地域間交流の積極的な推進

5 生活環境の整備に関する事項

- 水道施設の計画的な施設更新、改良等
- 簡易水道の統合
- 废水処理施設のコスト削減、適正かつ合理的な維持管理
- 廃棄物の発生抑制や資源化、不法投棄防止対策の推進
- 自主防災組織などへの支援、防火水槽等の設置、消防設備の充実
- 老朽化した公営住宅の適正な維持管理

6 高齢者等の保健および福祉の向上ならびに増進に関する事項

- 高齢者の生きがい対策等の推進、在宅サービスの充実
- 高齢者の能力を活かした生きがい・交流の場づくり
- 保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築
- 集落自治組織の互助・共助機能の維持強化
- 子育て支援のための地域ネットワークの構築
- 保育園等の保育環境整備、放課後児童クラブの充実

7 医療の確保に関する事項

- 市立病院による巡回診療の実施、老朽化した医療機器の更新
- 常勤医師の確保に向けた対策の実施

8 教育の振興に関する事項

- 教育環境の整備、地域の特色を活かした教育等が展開できる学校づくり
- 地域に開かれた学校教育の推進
- スクールバス運行など安定した通学環境の確保
- 既存施設の有効活用による地域住民の学習機会の充実

9 地域文化の振興等に関する事項

- 地域文化の保存・継承、県内外への発信
- 伝統的な農山村文化の保存と伝承に必要な後継者の確保・育成等
- 地域の歴史・民俗等の紹介、住民活動の活発化による地域文化の発展

10 集落の整備に関する事項

- 地域づくり人材の紹介・派遣、地域間交流や情報交換の場の創出などを通じた地域活性化
- 先進的取組事例等の収集・提供、それぞれの区域に相応しい地域づくり
- 公共交通確保、生活必需品購入等の支援、除雪など、生活不安を解消するための事業の実施
- 相談窓口の設置や住居対策の実施による移住交流、定住の促進